

令和7年度西部地域PR動画制作業務委託 企画提案募集要領

この要領は、「令和7年度西部地域PR動画制作業務（以下「本業務」という。）」を委託する事業者を選定するために実施する企画提案募集について、必要な事項を定める。

1 委託業務の概要

- (1) 業務名
令和7年度西部地域PR動画制作業務委託
- (2) 業務内容
別紙「企画提案募集仕様書」のとおり
- (3) 実施期間
契約締結日から令和8年3月18日（水）
- (4) 契約金額上限額
2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加意向表明書及び企画提案書等を提出するために必要な要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における一般業務委託競争入札参加資格のうち、「広告代理」又は「映画・ビデオ制作」の営業種目について競争入札参加資格を有すること。
- (3) 過去に、国又は地方公共団体との契約における、「PR動画制作実績」があること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申立てがなされている者（更正手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他契約を締結している者

3 企画提案の手続き

(1) スケジュール

内容	日程
・公募開始（静岡県ホームページ上に掲載）	令和7年6月24日（火）
・実施内容等に関する質問書の提出期限	令和7年7月1日（火）
・参加意向表明書等の提出期限	令和7年7月7日（月）
・企画提案書等の提出期限	令和7年7月14日（月）
・審査対象者選定結果の通知	令和7年7月15日（火）
・プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年7月18日（金）
・審査結果の通知	令和7年7月22日（月）

(2) 実施内容等に関する質問及び回答

ア 本募集要領等に関して質問がある場合は、質問用紙（様式第3号）により令和7年7月1日（火）午後5時までに「10 問い合わせ・書類提出先」へ電子メールで提出すること。あわせて、その旨を電話で連絡すること。

イ 質問に対する回答は、質問書を受理した日から3日以内に質問者に対して電子メールにより行うほか、質問者匿名にて静岡県ホームページ上に掲載する。

(3) 参加意向表明書等の提出

本企画提案に参加を希望する者は、別表1の提出資料を令和7年7月7日（月）午後5時までに「10 問い合わせ・書類提出先」へ電子メールで提出すること。あわせて、その旨を電話で連絡すること。

(4) 企画提案書等の提出

ア 別表2の提出資料を電子メールにより令和7年7月10日（木）午後5時（必着）までに「10 問い合わせ・書類提出先」へ提出すること。なお、持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までに持ち込むこと。

イ 契約上限額の範囲で出来うる限りの提案をすること。また、本業務の契約予定者選定においてプロポーザル方式を採用する点に鑑み、参加事業者の専門性を活かした提案に努めること。

ウ 提出後の提案内容の修正は一切認めない。また、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、不整合等がある場合は、企画提案書等を無効とすることがある。

4 審査対象者の選定

(1) 参加意向表明書等を提出した者が5者を超えた場合は、プレゼンテーションに先立ち、書面審査等により、「令和7年度西部地域PR動画制作業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」委員長が審査対象者として5者程度を選定する。

(2) 選定結果については、令和7年7月15日（火）までに選定通知書もしくは非選

定通知書を電子メールで送付する。

- (3) 審査対象者に選定された者に対しては、プレゼンテーション及びヒアリングの詳細案内も併せて行う。
- (4) 審査対象者に選定されなかった者は、非選定理由について説明を求めることができる。説明を求める場合には、令和7年7月17日（木）午後5時までに「10 問い合わせ・書類提出先」へ書面（任意様式）にて提出すること。
- (5) 説明を求めた者に対しては、令和7年7月23日（水）までに書面により回答する。

5 プレゼンテーション及びヒアリング

審査対象者に選定された者については、以下のとおり、企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 月 日 令和7年7月18日（金）（時間は4(2)の選定通知書に記載）
- (2) 場 所 静岡県中遠総合庁舎（磐田市見付 3599-4）
- (3) 実施方法 原則対面方式とするが、静岡県外に所在地を置く応募者のうち希望する者については、Web 会議方式による実施も可能とする。
- (4) 時 間 1者に対し15分以内（説明10分程度、質疑応答5分程度）
- (5) 留意事項 説明は提出された企画提案書等を基に行い、プレゼンテーション時の追加提案や追加資料の配布は原則認めない。

6 契約予定者の特定

- (1) 業務の履行に最も適した契約予定者の特定は、選定委員会の委員が企画提案の内容を審査して行う。審査の際の評価項目及び評価方法は別表3のとおりとする。
- (2) 契約予定者に特定された者に対しては、特定された旨を電子メールにより令和7年7月22日（火）までに通知する。

7 非特定理由に関する事項

- (1) 契約予定者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を、電子メールにより令和7年7月22日（火）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定の理由について説明を求めることが出来る。説明を求める場合には、令和7年7月24日（木）午後5時までに「10 問い合わせ・書類提出先」へ書面（任意様式）により提出すること。
- (3) 説明を求めた者に対しては、令和7年7月28日（月）までに書面により回答する。

8 契約

(1) 契約の締結

企画提案書等をもとに契約予定者と協議を行い、協議が整った場合は契約予定者から見積書を再徴収し内容を精査の上、随意契約により業務委託契約を締結する。なお、契約に際し、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。

また、契約予定者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「2 参加意向

表明書及び企画提案書等を提出するために必要な要件」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、次点の事業者と協議を行う。

(2) 契約保証金

免除する。

(3) 労働関係法令等遵守の誓約書の提出

契約の締結にあたっては、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書を提出する必要がある。また、本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを提出する必要がある。

9 その他

(1) 企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。また、審査対象者の選定及び契約予定者の特定以外の目的で提出者に無断で使用しない。なお、採択された企画提案書等を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

10 問い合わせ・書類提出先

(1) 静岡県西部地域局 地域課

(2) 所在地：〒438-0086 磐田市見付 3599-4 中遠総合庁舎 東館 1 階

(3) 電 話：0538-37-2209 F A X：0538-37-2764

(4) e-mail：seibu-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp

別表 1 参加意向表明書等の提出資料

提出資料	内容に関する留意事項
参加意向表明書 (様式第 1 号)	・ 様式のとおり
宣誓書 (様式第 2 号)	・ 様式のとおり

別表 2 企画提案書等の提出資料

提出資料	内容に関する留意事項
企画提案書 (様式自由)	・ 本業務を実施するための実施方針、実施計画（スケジュール）、実施体制、事業企画案を記載すること。
業務の実績 (様式自由)	・ 過去に受託した、国又は地方公共団体との契約における「PR（広報）動画制作実績」が確認できる資料を提出すること。
参考見積書 (様式自由)	・ 業務内容及び企画提案書に記載した内容を踏まえて必要な経費を算出すること。 ・ 総額のみではなく、項目ごとに金額がわかる形式で提出すること。

別表 3

1 企画提案の評価項目及び配点

区分	評価項目		配点	合計
企画性	コンセプト	“遠州”の魅力を効果的に伝えるためのテーマ、ターゲット層、メッセージ等が明確に記載されているか。	15	60
	企画内容	“遠州”を訪れたいと思わせるような魅力的な企画内容になっているか。	25	
	独自提案	他のPR動画と差別化できる、独自のアイデアや視点等が盛り込まれているか	20	
実現性	実施計画	事業の実施スケジュールは妥当であるか。	5	15
	実施体制	業務を遂行するために十分な体制を整えているか。	5	
	業務実績	動画制作に係る業務実績や必要な知見、専門知識、ノウハウ等を有しているか。	5	
妥当性	見積額	所要経費の明細が記載されており、金額に妥当性があるか。	5	5
合計			80 点	

2 評価方法

- (1) 各委員は企画提案に対して、下表の採点基準に基づき評価項目ごとに評価を行う。
- (2) 各委員は全ての企画提案について、合計点が最も高いものを1位とし、以下順に、2位、3位として順位を付す。
- (3) 各委員の評価した順位を企画提案ごとに合計し、その数が最も少ない企画提案の提出者を、契約予定者とする。順位合計数が最も少ない企画提案が複数ある場合には、委員による協議を経た後、委員長が契約予定者を特定する。
- (4) 「各委員の採点に最低評価点の項目がないこと」及び「各委員の採点結果の平均点が基準点（48点）以上であること」を特定要件とする。
- (5) 上記のほか、契約予定者の特定に際し必要な事項は、委員による協議の上、委員長が決定する。

<採点基準>

評価点	採点基準
5点満点	
5	特に優れている（委託の趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
4	優れている（委託の趣旨以上の効果が期待できる）
3	普通（委託の趣旨に合致している）
2	あまり評価出来ない（委託の趣旨を一部満たしていない）
1	評価できない（委託の趣旨を満たしておらず、効果が期待できない）

※配点が15点・20点・25点満点の項目は、それぞれ倍数を乗じた点数を基準とする。

様式第 1 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

参加意向表明書

令和 年 月 日

静岡県西部地域局長 様

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____

令和 7 年度西部地域 P R 動画制作業務委託に係るプロポーザルへの参加を申し込みます。

【プレゼンテーションについて】

1 プレゼンテーションについての連絡先

所 属：	担当者：
電話番号：	F A X：
E-mail：	

2 プレゼンテーション出席者

代 表 者： 他 名

3 プレゼンテーションではパソコン・プロジェクター・スクリーンを

使用する ・ 使用しない

宣 誓 書

令和 年 月 日

静岡県西部地域局長 様

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者職氏名 _____

令和7年度西部地域PR動画制作業務委託に係るプロポーザルへの参加に当たり、当法人は、参加意向表明書及び企画提案書等を提出するために必要な以下の要件を全て満たしていることを宣誓します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県における一般業務委託競争入札参加資格のうち、「広告代理」又は「映画・ビデオ制作」の営業種目について競争入札参加資格を有すること。
- (3) 過去に、国又は地方公共団体との契約における、「PR動画制作実績」があること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申立てがなされている者（更正手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他契約を締結している者

様式第 3 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

質 問 書

（令和 7 年度西部地域 P R 動画制作業務委託）

宛 先：静岡県西部地域局 地域課

電 話：0538－37－2209

F A X：0538－37－2764

E-mail：seibu-chiiki@pref.shizuoka.lg.jp

差出人

会 社 名	
部 署	
氏 名	
電 話	
F A X	
E - m a i l	

表 題	
内 容	
回 答	

- ＊ 質問はできるだけ簡潔に記載すること。
- ＊ 質問 1 項目につき上記様式を 1 枚使用すること。ただし、差出人の記載は 1 枚目だけでよい。